

組織運営規程

平成5年1月1日制定

第1章 総則

(総則)

第1条 社団法人静岡県臨床衛生検査技師会（以下「会」という）の組織及び運営は、定款によるほか、この規程の定めるところによる。

第2章 役員

(理事の定数)

第2条 理事の定数は15人以上18人以内とする。

2 前項の選出区分は、別表1のとおりとする。

(役員を選任)

第3条 この会の役員を選任については、事務局長及び会計部長を除き別に定める役員推薦規程による。

第3章 理事会及び常務理事会並びに委員会

(理事会)

第4条 この会の会務の執行決定機関として理事会をおく。

2 理事会は、理事をもって構成する。ただし、必要に応じ理事以外の会員の出席を求め意見をきくことができる。

(常務理事会)

第5条 この会の常務執行機関として、常務理事会をおく。

2 常務理事会は、会長、副会長、常務理事、事務局長、会計部長をもって構成する。

3 常務理事会は、会長が招集し、年6回開催する。ただし、会長が必要と認めたときは、随時開催することができるほか、文書をもって会議に代えることができる。

第6条 この会の組織運営の為、次の委員会をおく。

一 役員推薦委員会

二 臨床検査精度管理委員会

三 編集委員会

四 表彰審査委員会

五 生涯教育研修委員会

2 前項の委員会のほか、会長が必要と認めた場合、理事会の議決により委員会を設けることができる。

3 委員会は、それぞれの委員長が招集する。

(役員推薦委員会)

第7条 役員推薦委員会は、定款第11条第1項に定める役員の候補者を選出し、総会に提案する。

2 任務、構成及び運営については、役員推薦規程に定める。

3 この委員会の主管部は、事務局とする。

(臨床検査精度管理委員会)

第8条 臨床検査精度管理委員会は、臨床検査の精度向上、標準化、能率に関する会長の諮問事項を調査し、この結果を答申する。

2 臨床検査精度管理委員会の定数は、理事会で定める。

- 3 委員は会長が委嘱し、委員長は原則として委員の互選とする。
- 4 委員は、静岡県医師会臨床検査精度管理委員会の委員、または精度管理実務委員として協力しなければならない。
- 5 この委員会の主管部は学術部とする。

(編集委員会)

第9条 編集委員会は、会誌、会報、会員名簿等の企画及び編集を行う。

- 2 編集委員会の定数は、理事会で定める。
- 3 委員は会長が委嘱し、委員長は原則として委員の互選とする。
- 4 この委員会の主管部は、渉外広報部とする。

(表彰審査委員会)

第10条 この会が行う表彰について審査する。

- 2 任務、構成及び運営については、表彰規程に定める。
- 3 この委員会の主管部は、組織調査部とする。

(生涯教育研修委員会)

第11条 生涯教育研修委員会は、社団法人日本臨床衛生検査技師会生涯教育研修制度の目的達成のために、研修活動の実務を担当する。

- 2 事業、組織及び運営については、別に定める生涯教育研修実施規程による。
- 3 この委員会の主管部は、学術部とする。

第4章 部局の運営

(部)

第12条 この会には次の部局を置く。

- 一 事務局
- 二 会計部
- 三 組織調査部
- 四 学術部
- 五 渉外広報部

(事務局)

第13条 事務局においては、次の事務を行う。

- 一 事務所の管理に関すること。
- 二 定款、細則及び諸規程に関すること。
- 三 会務の報告に関すること。
- 四 文書の收受発送に関すること。
- 五 会議及び議事録に関すること。
- 六 社団法人日本臨床衛生検査技師会との関係事務に関すること。
- 七 職員人事に関すること。
- 八 前各号に関するもののほか、他の主管に属さないもの。

(会計部)

第14条 会計部においては、次の事務を行う。

- 一 会計簿の作成及び保持に関すること。
- 二 現金の管理出納に関すること。
- 三 財政の確立に関すること。
- 四 年度収支の編成に関すること。
- 五 収支計算書の作成に関すること。

- 六 毎月の経理状況に関する事。
- 七 財産、物品に関する事。
- 八 社団法人日本臨床衛生検査技師会との会計事務に関する事。
- 九 その他会計に関する事。

(組織調査部)

第15条 組織調査部においては、次の事務を行う。

- 一 会員の所属等の調査、管理に関する事。
- 二 会の推進事業についての調査研究に関する事。
- 三 組織強化に関する事。
- 四 検査技師法及び関係法規に関する事。
- 五 検査技師の待遇改善に関する事。
- 六 その他組織調査に関する事。

(学術部)

第16条 学術部においては、次の事務を行う。

- 一 地域保健事業に関する事。
- 二 臨床検査精度管理に関する調査、研究及び活動に関する事。
- 三 講習会、研修会の開催及び学術の交流に関する事。
- 四 学会の開催、運営及び他学会との連携に関する事。
- 五 学術研究、調査及び文献紹介に関する事。
- 六 社団法人日本臨床衛生検査技師会との学術的連携に関する事。
- 七 他学術団体との交流に関する事。
- 八 その他学術調査に関する事。

2 学術部に、次の検査研究班をおく。

- 一 微生物検査研究班
- 二 血清検査研究班
- 三 臨床化学検査研究班
- 四 血液検査研究班
- 五 病理検査研究班
- 六 細胞検査研究班
- 七 生理検査研究班
- 八 一般検査研究班
- 九 公衆衛生検査研究班
- 十 輸血検査研究班
- 十一 臨床検査情報システム研究班

3 前項の検査研究班の班委員は、会長が委嘱し、班長は原則として班委員の互選とする。

4 検査研究班長会議は、学術担当副会長が招集し、班会議は班長が招集する。

(渉外広報部)

第17条 渉外広報部においては、次の事務を行う。

- 一 県民に対する衛生思想の普及、啓発に関する事。
- 二 地域保健事業の広報に関する事。
- 三 この会の啓蒙宣伝に関する事。
- 四 会誌、会報及び会員名簿の編集発行に関する事。
- 五 その他渉外広報に関する事。

(副会長)

第18条 副会長は、会長を補佐するとともに、学術部、組織調査部、渉外広報部の責任者として、所管

事業を統括し執行を図る。

(理事)

第19条 事務局長は、所管事業を統括し執行を図るとともに、社団法人日本臨床衛生検査技師会連絡責任者を兼ね、会の運営について常時、会長を補佐する。

- 2 事務局長は会長が委嘱する。
- 3 会計部長は会長が委嘱する。
- 4 前記以外の理事は、部の事務を分掌するほか、この会の運営が円滑に推進することを図らなければならない。

(事業の運営)

第20条 各部は、事業の運営を円滑に推進するため協議し、合意を得て進めなければならない。

- 2 各部は、所管の事業計画とその経過及び予算の執行状況について、会長に報告する。
- 3 前項の執行状況は、会長に報告しなければならない。
- 4 会長は必要に応じ、理事会の議決を得て、正会員のなかから部員を選出し業務を委嘱することができる。

第5章 支部の運営

(支部区分及び運営)

第21条 県内を3地区に区分し、それぞれを東部、中部、西部支部とする。

- 2 支部の地区区分は別に定める。

(支部の役員)

第22条 支部には、責任者として支部長をおく。

- 2 支部長は、会長を除く地区選出理事のなかから、支部の推薦により定める。
- 3 支部には、支部長の他の支部役員をおく。

(支部の運営)

第23条 支部長は、各支部間及び地区選出理事と連絡を密にし運営しなければならない。

- 2 支部の運営は、組織の強化、学術活動及び会員の親睦を図るものとする。

(会員の所属)

第24条 会員は、原則として勤務施設のある支部に所属するものとする。但し、県内に勤務施設を有しない会員は現住所をもって所属支部とする。

- 2 名誉会員の所属は、現住所を所属支部とする。但し、県内に現住所を有しない場合は、会の直属とする。

(施設連絡責任者)

第25条 この会の運営を円滑に行うため、各施設に連絡責任者をおく。

- 2 施設連絡責任者は、各施設で選出し支部長に報告する。
- 3 施設連絡責任者は、諸通信の円滑な伝達を図るとともに、入会の促進、会費の納入、会員の異動等会との連絡にあたるものとする。

(支部の会議)

第26条 支部長は必要に応じて支部会を開催することができる。

(支部会計)

第27条 会計業務の運営を円滑に行うため、会計係をおく。

- 2 会計係は、会の会計担当理事の指示に従って会計処理を行う。
- 3 残金は、本会計に戻さねばならない。

第6章 総会

(総会)

第28条 総会の開催地は、東、中、西部支部の順とする。

2 総会の運営は、定款及び会議運営規程に定めるところによる。

第7章 補則及び附則

(補則)

第29条 本規程第2条別表1、第22条第2項による支部区分、役員選出区分は、東部支部は富士川以東とし、中部支部は富士川以西及び大井川以東とし、西部支部は大井川以西とする。ただし、慣例による区分は従来どおりとする。

第30条 旅費支給は、会計事務取扱規程第13条による。

第31条 この規程に定めない事項で必要なことは、その都度理事会で定める。

(改廃)

第32条 この規程は、理事会の議決を経なければ変更することができない。

(附則)

この規程は、平成5年1月1日から施行する。

別表1

	定員	東部	中部	西部
会長	1			
副会長	3	1	1	1
事務局長	1			
会計部長	1			
理事	9~12	3~4	3~4	3~4
計	15~18			
監事	2			